

【入居申込手続きに関する説明とお願い】

○ 入居申込から契約までの必要な手続き及び入居にあたっての注意事項について

入居申込から契約（ご入居）までの手続きについて、今回、申込受付（書類の提出等）が完了致しましたので、今後、入居申込を取り消し、キャンセルをされない限りは、再度申し込む必要はございません。但し、福岡市の規定により、福岡市内の特別養護老人ホームへの入居申込は「更新制」となっており、入居申込を継続していく場合、1年に1回、「様式1 入所申込書」を提出し、入居申込を更新して頂く必要がございます（入居申込更新手続きが行われなかった場合は、入居申込が取り消し、キャンセルとなります）。契約内容や入居にあたっての注意事項につきましては、ご入居前や当日に契約書を以ってご説明させていただきますので、入居申込受付時の説明は割愛させていただきます。

○ 入居申込者の入居優先順位決定方法について

入居申込受付完了後、頂いた情報・内容を元に、直近の入居判定委員会にて、福岡市の入居評価基準により、お申込者様お一人お一人の状況を総合的に評価し、点数をつけさせていただきます。そして、点数が多い方から順に入居優先順位をつけさせていただきます。福岡市の入居評価基準は、「特別養護老人ホームに入居しないと日常生活を継続することが困難な方、入居の緊急性が高い方」が優先されるように規定されております。その為、入居申込日が評価や入居優先順位に関係することはございません（但し、どれくらい以前から、介護者様をご本人様の介護・お世話をされているのかは評価に関係します）。

○ 入居優先順位の見直しについて

入居判定委員会を年に4回（3月・6月・9月・12月の下旬）開催し、4月1日現在、7月1日現在、10月1日現在、1月1日現在の入居優先順位を決定（入居優先順位名簿を作成）させていただきます。

入居判定委員会開催前に、入居申込されている皆様の現在のご状況等を確認させていただき、頂いた情報・内容を元に、入居判定委員会にて入居優先順位を決定させていただく為、順位が変動することがございますので、ご了承ください。

（例：4月1日現在の順位は50番だったが、7月1日現在では10番に上がった。

4月1日現在の順位は10番だったが、7月1日現在では50番に下がった等）

※ ご状況等の確認方法につきましては、裏面をご参照ください。

○ 申込書の内容に変化があった場合は、施設に連絡することについて

初めて入居申込された方は、ご本人様・ご家族様より入居申込を取り消し、キャンセルされない限りは、入居申込受付時に頂いた情報・内容を元に、自動的に直近の入居判定委員会にて評価、入居優先順位を決定させていただきます。その為、入居申込時より変更や変化のあった事柄・項目につきましては、お電話にてお知らせください。但し、お電話を頂いた時点によっては、入居判定委員会に間に合わず、入居優先順位に反映できない場合がございますので、ご了承ください。

初回の入居判定委員会にて入居優先順位を決定させて頂いた後より、「入居待機者」となり、ご入居の順番が回ってくるまで待機されている間は、入居判定委員会開催前に（概ね2月・5月・8月・11月の初旬）入居申込されている皆様の申込継続のご意思と現在のご状況等の確認の為、「入居申込者状況確認書」（当園独自の書式）を送付させて頂き、必要な場合のみ、ご記入の上当園へご提出頂き、それを元に入居優先順位を決定致しますので、書類ご提出のお忘れがないよう、ご注意をお願い致します（詳しくは書類送付時に同封の案内状をご確認ください）。

また、福岡市内の特別養護老人ホームへの入居申込は現在「更新制」となっており、1年に1回（例年8月初旬）、「様式1 入所申込書」を提出し、申込を更新して頂く必要がございますので、更新が必要な際には、上記の「入居申込者状況確認書」と共に、「様式1 入所申込書」を同封して送付させていただきますので、入居申込を継続される場合は、必ずご提出をよろしくお願い致します。

※ 1年に1回の入居申込更新手続きが行われなかった場合は、入居申込が取り消し、キャンセルとなりますので、ご注意ください。

○ 特段の事情がない限り、要介護1・2では入居できないことについて

要介護1・2で、福岡市や当園の判断により、以下のいずれにも該当しないとされた方は入居優先順位名簿の審査対象者から外れ、優先順位がつかない場合がありますので、何卒ご了承くださいませ。

- ・ 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ・ 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ・ 家族等により深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ・ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

※ 入居申込者多数の為、入居優先順位決定後、当園からの順位確定のご連絡は現在行っておりません。

入居優先順位の確認につきましては、当園へお問い合わせください。